

第 1 章 計画の概要（案）

1 計画策定の背景と趣旨

2000年に施行された介護保険制度は、高齢化の進展とともに、高齢者ケアにおける社会全体での支援体制として定着してきました。しかし、直近の2026年10月時点では、本市の高齢化率は〇〇%と高水準にあります。一方で、高齢者人口は2022年度をピークに減少に転じています。しかし、介護ニーズの多様化が進むことが予想されます。このような状況の中、地域包括ケアシステムの構築と深化が重要な課題となっています。

一方で、少子高齢化の進行に伴い、介護人材の確保が大きな課題となっています。介護職場の負担軽減と環境改善が求められています。また、医療・介護ニーズが高度化・複合化する高齢者への包括的な支援体制の構築や、増加し続ける認知症の対策も重要な課題です。このような状況を踏まえ、2027年度から2029年度の3年間を計画期間とする「豊岡市老人福祉計画・第10期介護保険事業計画」を策定します。

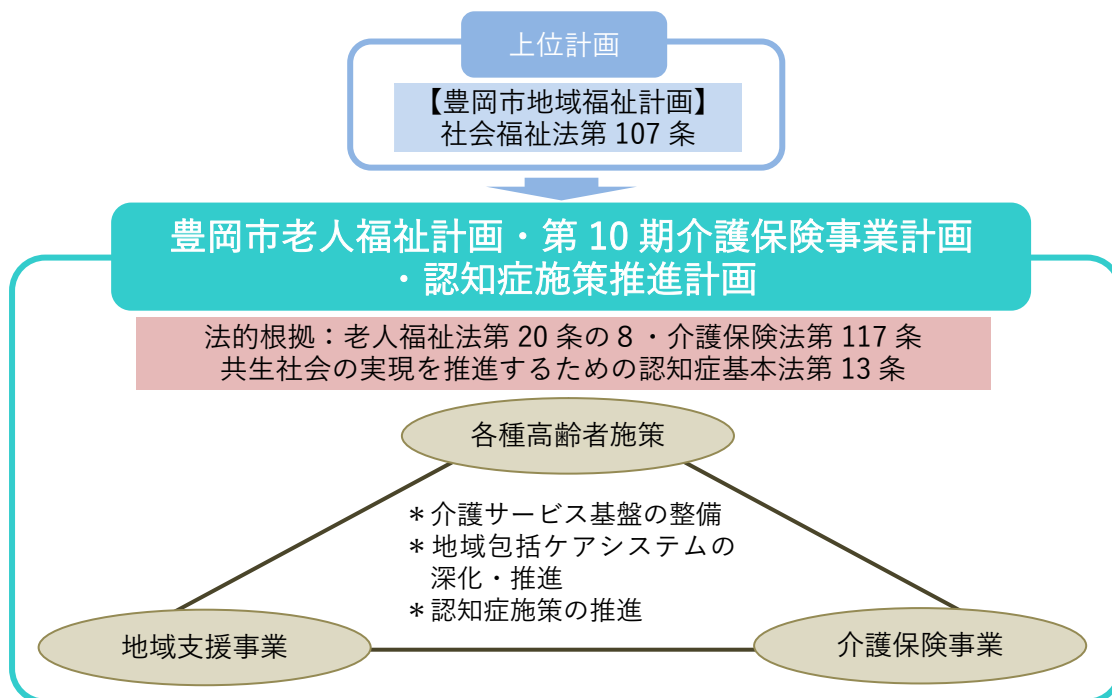
本計画では、介護予防の意識醸成、地域包括ケアシステムの深化・推進、そして誰一人取り残さない支援体制の実現を目指します。また、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」で策定が求められている「認知症施策推進計画」と一体的に策定することにより、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、本計画を通じて、生涯にわたり自分らしい生活を送れる社会の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく「老人福祉計画」、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づく「介護保険事業計画」及び「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和5年法律第65号）第13条に基づく「認知症施策推進計画」を一体的に策定するものです。

また、社会福祉法第107条に基づき策定された「豊岡市地域福祉計画」を上位計画として位置づけています。

図 計画の位置づけ



3 他計画との関係

- 本計画は、国や県の保健福祉に関する各種計画との調和を保つとともに、「豊岡市市政経営方針（後期）・第3期豊岡市地方創生総合戦略」に掲げられている『市民一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく生活し続けられる社会の実現』について具体化するものです。
- 「豊岡市地域福祉計画」を上位計画とした「豊岡市障害者福祉計画」等のほか、「豊岡市健康行動計画」等と相互に連携・調和を図りながら高齢者をはじめとする市民全体の福祉の向上に取り組みます。
- 介護予防や高齢者の社会参加、生きがいのづくり、障害者支援等に地域ぐるみで取り組むためにも、各計画と連携・調和を図りながら施策を推進します。特に高齢の障害者の地域移行や地域生活の維持のため障害福祉計画との調和が重視されており、関係課と連携を取り合いながら総合的な相談体制の充実を図っていきます。

4 計画の期間

本計画は2027年度から2029年度までの3年間を計画期間とします。なお、第10期計画期間の最終年度（2029年度）中に次期計画策定に向けた見直しを行い、2030年度を初年度とする第11期計画を策定します。

図 計画の期間と推移

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
計画の 推移												
	第 8 期計画											
				第 9 期計画								
							第 10 期計画					
									第 11 期計画			

※第10期計画以降は「認知症施策推進計画」としても位置付けられている。

5 計画の策定体制

- 保健、福祉、医療の関係者、サービス提供事業者、学識経験者等で構成する「豊岡市老人福祉計画・第10期介護保険事業計画策定委員会」を設置し、高齢者施策全般の取組状況や課題を踏まえ、今後3年間の取組方策を定めた計画案を作成しました。
- 老人福祉や介護保険事業に対する今後のサービスの利用意向等を把握するため、65歳以上の高齢者を対象（無作為抽出）とするアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。
- 広く市民の皆様のご意見を本計画に反映させるため、2027年 月 日～ 日にかけてパブリックコメントを実施しました。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

2026年に策定した「豊岡市市政経営方針（後期）・第3期豊岡市地方創生総合戦略」では「子育て」「経済」「安心安全」「集い」「学び」という5つの柱「創生5」をひとつの束として考え、互いに支え合うことで全体の力を引き出し、効果的な政策を進めることとしています。

5つの柱のうちの「安心安全なまちへ」では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、医療・介護・予防・生活支援などが一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる深化を図ることとされており、介護が必要になってから支えるだけでなく、要介護状態になることをできる限り防ぎ、重度化を抑制する観点から介護予防を中心とした政策展開を行うことになっています。

また、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりを進めるため、認知症に関する正しい知識の普及・啓発、早期相談・支援の体制整備、認知症カフェなどの居場所づくりを通じて、地域全体で認知症の人と家族を支える体制を構築することとしています。

第10期計画においては、この「豊岡市市政経営方針（後期）・第3期豊岡市地方創生総合戦略」に掲げる「市民一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく生活し続けられる社会の実現」を基本理念とし、市民の安心安全を守り、健康で、支え合える社会をつくることで、「誰もが安心して暮らせるまち」を未来へつないでいくことができるよう、計画を推進します。

基本理念

市民一人ひとりが住み慣れた地域で
自分らしく生活し続けられる社会の実現

2 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 安心して暮らせる環境と生きがいづくり

基本目標Ⅱ 介護予防と包括的支援事業の強化

基本目標Ⅲ 認知症施策の推進

基本目標Ⅳ 適切な介護サービスの提供と充実

3 計画の基本目標と施策の体系

基本理念「市民一人ひとりが住み慣れた地域で

基本目標	基本施策	施策・事業
I 安心して暮らせる環境と生きがいづくり	1. 地域で支え合うまちづくり 2. 社会参加のまちづくり 3. 高齢者が生活しやすいまちづくり 4. 安全で快適な生活環境づくり	(1)地域の見守り・支え合い体制の構築 (2)社会福祉協議会活動 (3)民生委員・児童委員の活動 (4)ボランティア・市民活動センターの活動 (1)老人クラブ (2)シルバー人材センター (3)サロン・カフェ (1)バリアフリー仕様の公営住宅の整備 (2)高齢者の虐待防止 (1)高齢者支援事業（介護保険対象外サービス） (2)施設サービス及び支援施設等
II 介護予防と包括的支援事業の強化	1. 介護予防・日常生活支援総合事業 2. 包括的支援事業の推進 ～地域支援事業～ 3. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	(1)介護予防・生活支援サービス事業 (2)一般介護予防事業 (1)地域包括支援センター運営事業 (2)在宅医療と介護の連携推進 (3)生活支援体制整備事業 (4)任意事業 (1)高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
III 認知症施策の推進	1. 認知症施策の推進	(1) 認知症施策推進計画
IV 適切な介護サービスの提供と充実	1. 介護保険サービスの充実 2. 介護保険制度の円滑な推進	(1)居宅サービス (2)地域密着型サービス (3)居宅介護支援・介護予防支援 (4)介護保険施設サービス (5)その他のサービス (1)地域包括ケアシステムの推進 (2)介護予防・日常生活支援総合事業の推進 (3)計画の推進状況の点検・評価・公表 (4)他計画との連携 (5)サービスに関する情報提供 (6)公平で適正な要介護認定の実施 (7)サービス提供体制の充実 (8)利用者保護体制の充実 (9)介護保険料の収納確保 (10)介護給付の適正化 (11)低所得者への対応 (12)災害及び感染症に対する備え (13)介護人材の確保と定着

自分らしく生活し続けられる社会の実現」

重点施策

▶ 1 在宅医療・介護連携の推進

本人の希望に寄り添い可能な限り在宅生活が続けられるように、医療と介護が連携し包括的に支援していく必要があるため、地域の病院・診療所、歯科医院、薬局と連携し訪問診療や訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導等によって定期的に患者の様子を把握し、必要な医療を提供できる体制づくりを推進します。

▶ 2 認知症施策の推進（認知症施策推進計画）

認知症になっても自分らしく安心して暮らせるまちの実現を図るため、保健・医療・介護・福祉等多職種による認知症高齢者とその家族の支援体制を充実し、住み慣れた地域で医療・介護サービス等を提供する仕組みづくりを推進します。また、市民一人ひとりが認知症について正しく理解し認知症への備えに主体的に取り組めるよう、意識の高揚を図ります。

▶ 3 地域ケア会議の推進

地域ケア会議は、「個別課題解決機能」「地域包括支援ネットワーク構築機能」「地域課題発見機能」「地域づくり・資源開発機能」「政策形成機能」の5つの機能があり、個別事例の検討を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援を行います。

▶ 4 生活支援・介護予防サービスの充実・強化

高齢期は心身の機能が低下するため、フレイル予防を推進するとともに、地域住民主体の見守り・支え合い体制の構築や民間企業、NPO法人、社会福祉法人等、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの充実・強化を図ります。また、家族が安心して在宅介護を続けられる体制づくりを目指します。

▶ 5 高齢者の孤立化の防止

平均寿命の延伸に伴い高齢期が長くなっていることから、今後は、「支えられる側」としてだけではなく、高齢者が地域を「支える側」として活躍できる場を創出していくことが求められています。地域活動や就労、趣味の活動等、高齢者のニーズに沿うような地域参加の機会づくりを推進することによって孤立化を防止し、生きがいつくりや心身の健康の保持・増進、介護予防につなげていきます。

▶ 6 介護人材の確保と定着

日本全体で生産年齢人口が減少する中、介護給付等対象サービス及び地域支援事業に携わる質の高い人材を、安定的に確保するための取り組みを講じていくことが重要です。必要な介護人材を確保し、「介護離職ゼロ」の実現に向けた介護サービス基盤の整備に伴って必要となる人材の確保に向けた取り組みを推進します。

